

京都府浄化槽の設置等に関する要綱別表第1ただし書き(1)を適用する地域

京都府浄化槽の設置等に関する要綱別表第1ただし書き(1)による市町村長からの申し出により、住宅の浄化槽を設置する場合、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」の表の2イ欄中「130」を「170」と読み替えて処理対象人員を算定することができる地域は次のとおりです。

※平成28年5月10日時点

- 福知山市 : 市街化区域を除く地域
- 舞鶴市 : 市街化区域を除く地域
- 綾部市 : 用途地域の指定のない地域
- 宮津市 : 全域
- 亀岡市 : 市街化区域を除く地域
- 京丹後市 : 全域
- 南丹市 : 全域
- 木津川市 : 市街化区域を除いた木津川市合併前の相楽郡山城町及び加茂町の地域
- 井手町 : 市街化区域を除く地域
- 宇治田原町 : 全域
- 笠置町 : 全域
- 和束町 : 全域
- 南山城村 : 全域
- 京丹波町 : 全域
- 伊根町 : 全域
- 与謝野町 : 全域